

参与会議用資料

水産資源について

平成24年6月20日

水産庁

目次

I . 水産資源をめぐる状況	
1 近年の水産資源の利用状況 1
2 我が国周辺水域の資源状況 2
3 幼仔魚を育む藻場・干潟の減少と広域整備の必要性 3
II . 「第1期 海洋基本計画」の遂行期に、新たに取組んだ 主要な水産資源の管理施策について 4
1 資源管理指針・資源管理計画による資源管理 5
《参考》 資源管理・漁業所得補償対策の概要 6
2 (1) 豊かな海を育む総合対策事業 7
(2) 環境・生態系保全対策 8
3 海域栽培漁業推進協議会の設置 9
III . 今後の取組方向 10

I. 水産資源をめぐる状況

1. 近年の水産資源の利用状況

漁業・養殖業生産量

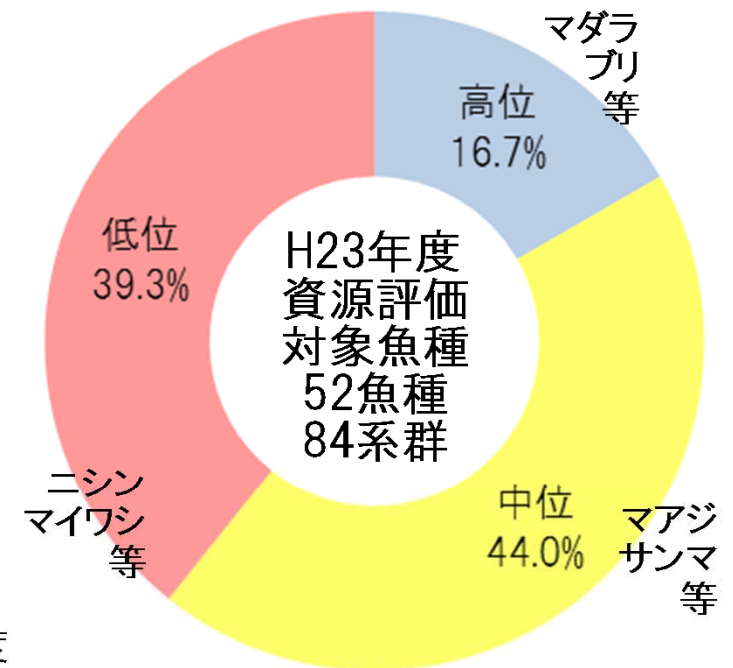
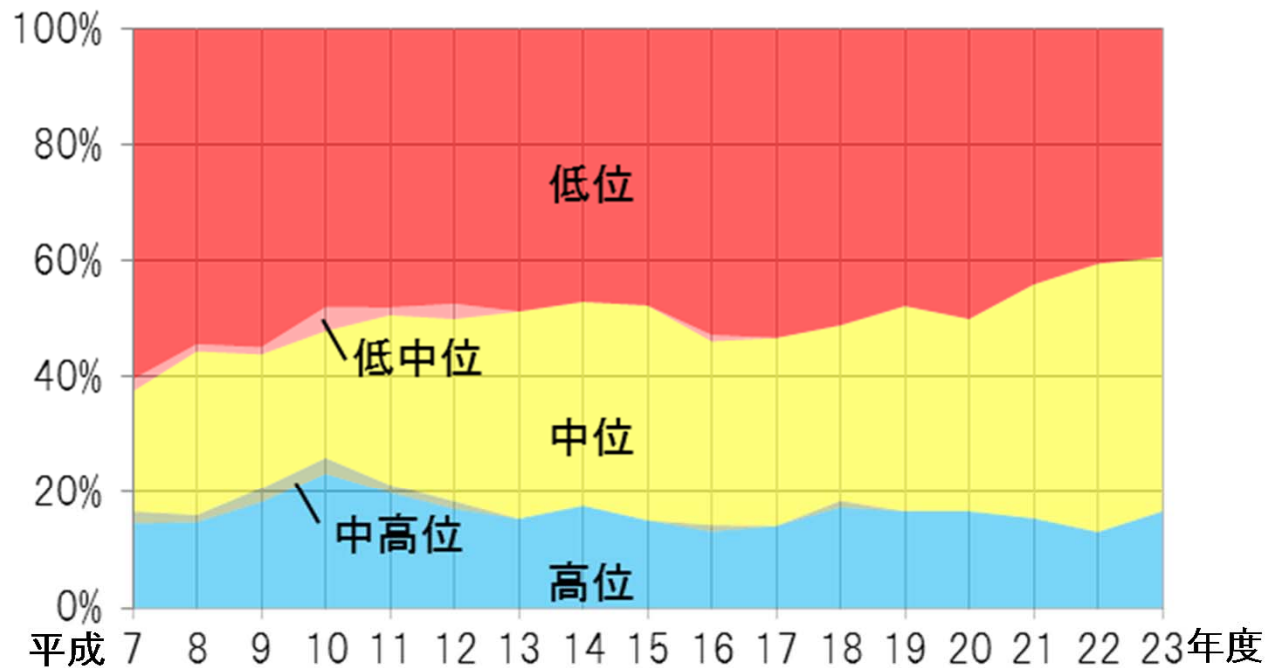
単位：千トン

		12年	17	20	21	22
生産量	合計	6,384	5,765	5,592	5,432	5,312
	海面	6,252	5,669	5,520	5,349	5,232
	漁業	5,022	4,457	4,373	4,147	4,121
	遠洋漁業	855	548	474	443	480
	沖合漁業	2,591	2,444	2,581	2,411	2,355
	沿岸漁業	1,576	1,465	1,319	1,293	1,286
	養殖業	1,231	1,212	1,146	1,202	1,111
	内水面	132	96	73	83	79
	漁業	71	54	33	42	40
	養殖業	61	42	40	41	39

I-2. 我が国周辺水域の水産資源の状況

○「第1期 海洋基本計画」策定以降の我が国周辺の水産資源の状況は、低位のものが減少する等、全体としては良い方向に推移。しかし、低位にとどまっているものや悪化しているものも存在しており、今後とも資源管理のための取組を的確に行っていく必要。

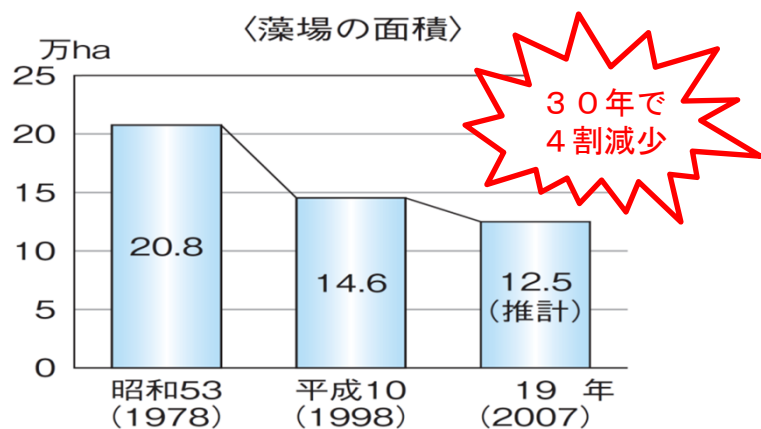
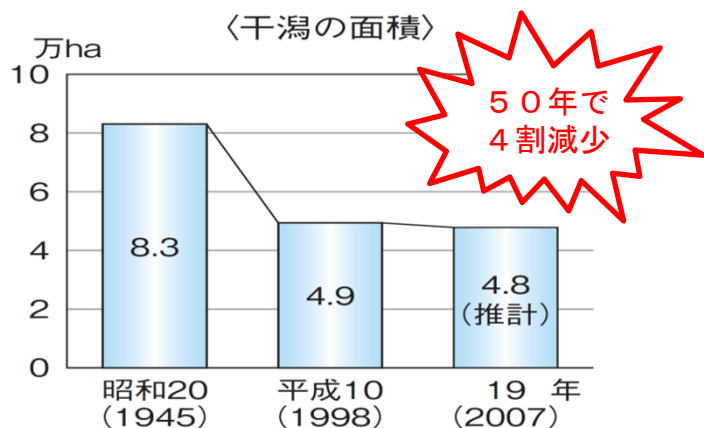
我が国周辺水域の資源水準の状況と資源水準の推移



資料:水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等

I-3. 幼仔魚を育む藻場・干潟の減少と広域整備の必要性

- 藻場・干潟の減少や磯焼け、生産力の低下の進行により水産動植物の生育環境の悪化
- 単一地方公共団体による環境整備には限界



資料: 環境省「自然環境保全基礎調査」及び水産庁調べ (平成19(2007)年)

水産環境整備の抜本的見直し

《見直しの方向性》

1. 水産生物の生活史に対応した漁場環境空間の設定
2. 水産生物の成長段階に応じた整備手法
3. 国、地方公共団体、漁業者等多様な主体の参加
4. 各種事業の一体的かつ集中的に実施のための事業制度

Ⅱ. 「第1期 海洋基本計画」の遂行期に、新たに取り組んだ 主要な水産資源の管理施策について

1. 資源管理指針・資源管理計画による資源管理
2. (1)豊かな海を育む総合対策事業
(2)環境・生態系保全対策
3. 海域栽培漁業推進協議会の設置

Ⅱ-1. 資源管理指針・資源管理計画による資源管理(H23～)

- 資源管理には、全国各地で行われている漁業者による自主規制も重要な役割。このため、平成23年度から、自主的規制と公的規制を組み合わせた的確な資源管理を図るため、資源管理指針・資源管理計画に基づく新たな資源管理を導入し、資源管理・漁業所得補償対策により、その実施を支援。
- 今後、この新たな資源管理を的確に実施していく必要。

資源管理指針・資源管理計画を中心とした資源管理体制

指針により、資源管理の方向性を体系化

公 的 規 制

漁業関係法令、漁業調整規則、
漁業権行使規則、許可の制限条件、
委員会指示

資源回復計画
広域種(国)、地域種(都道府県)

自主的資源管理
・地域ごとの資源管理型漁業
の予算事業
・浜のルール、申し合わせ事項等

指針・計画に包含

資源管理指針
(国・都道府県作成)

指針に沿った
計画を作成、
実践

資源管理計画
(漁業者作成)

共済支援により参加へのインセンティブ、不履行へのペナルティを措置し、実効性を確保

資源管理・漁業所得補償対策

資源管理計画の作成状況

- 資源管理計画数
全国1400計画以上(3月末現在)
 - 自主的規制の具体例
 - ・休漁、操業期間制限
 - ・個人毎、グループ毎の漁獲量制限
 - ・一定サイズ以下の漁獲物の採捕制限、再放流
 - ・網目サイズの拡大等の漁具制限
 - ・種苗放流 など
- 公的措置に上乗せし、組み合わせにより資源管理を推進

《参考》 資源管理・漁業所得補償対策の概要

ポイント

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な所得補償制度を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。
- コスト対策は、燃油価格・配合飼料価格の高騰が長期にわたった場合の支援が従来よりも充実するよう、補填基準を変更

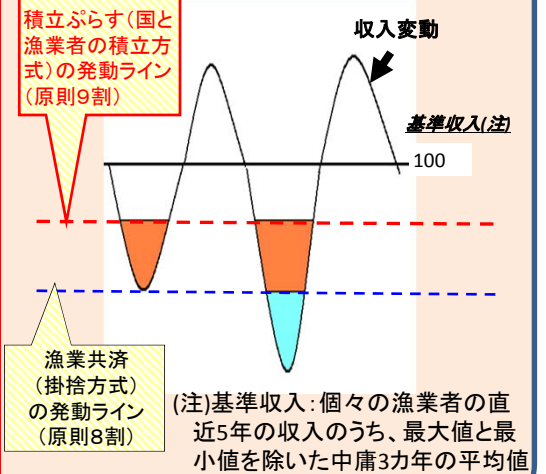
資源管理・収入安定対策

資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守

資源管理・収入安定対策を実施

- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ふらす」(原則9割まで)により減収を補填
- ✓ 漁業共済・積立ふらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対する補助を実施
- ※ 補助額は、漁業共済掛金の30%(平均)、積立ふらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分に相当
- ✓ 24年度から、漁業共済の対象となる養殖業の種類(うに、ほや等)を拡大



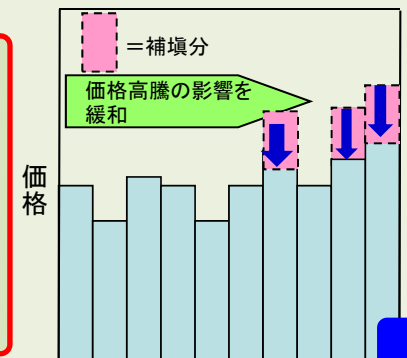
コスト対策

資金の積立

- 漁業者と国が資金を積立て

価格高騰の場合に補填

- ✓ 原油価格・配合飼料原料価格等が一定の基準を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 価格高騰が長期にわたる場合にも対応できるよう、24年度から以下のとおり補填基準を見直し
 - ・ 補填基準の「2年間平均値 × 115%」を24年度第1四半期に「7中5平均値 × 115%」に引き下げ
 - ・ 更に「7中5平均値 × 115%」を24年度第4四半期に「7中5平均値 × 100%」まで段階的に引き下げ



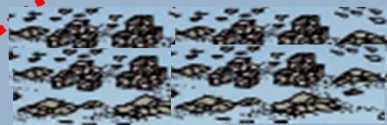
Ⅱ-2.(1) 豊かな海を育む総合対策事業(H22~)

事業の内容

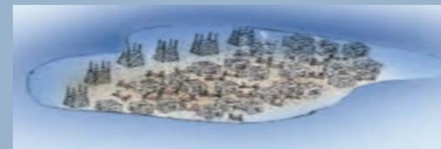
- 1) マスタープランの策定
国の適切な関与の下で、関係県等が水産生物の成長段階に応じた水産環境整備のマスタープランを策定
- 2) 水産基盤の整備
 - ・ 魚礁、増殖場の造成（新設、機能強化）及び漁場の保全の実施
 - ・ 漁港施設への資源増殖、餌料培養の機能付加
 - ・ 事業実施期間中のモニタリング
- 3) 水産生物の生活史に対応した漁場環境形成推進事業（非公共）の実施
- 4) 環境・生態系保全活動支援事業（非公共）との連携

対策イメージ

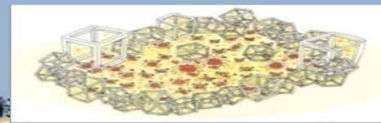
- ・ 水産環境整備マスタープラン
- ・ 広域的かつ総合的な整備



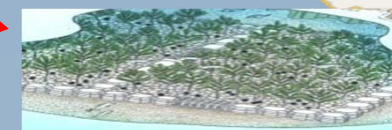
保護礁



魚礁



育成礁



産卵礁

藻場等の保全活動を併せて実施



漁港＝幼稚魚の育成の場

地方公共団体

国

試験研究機関

市民団体

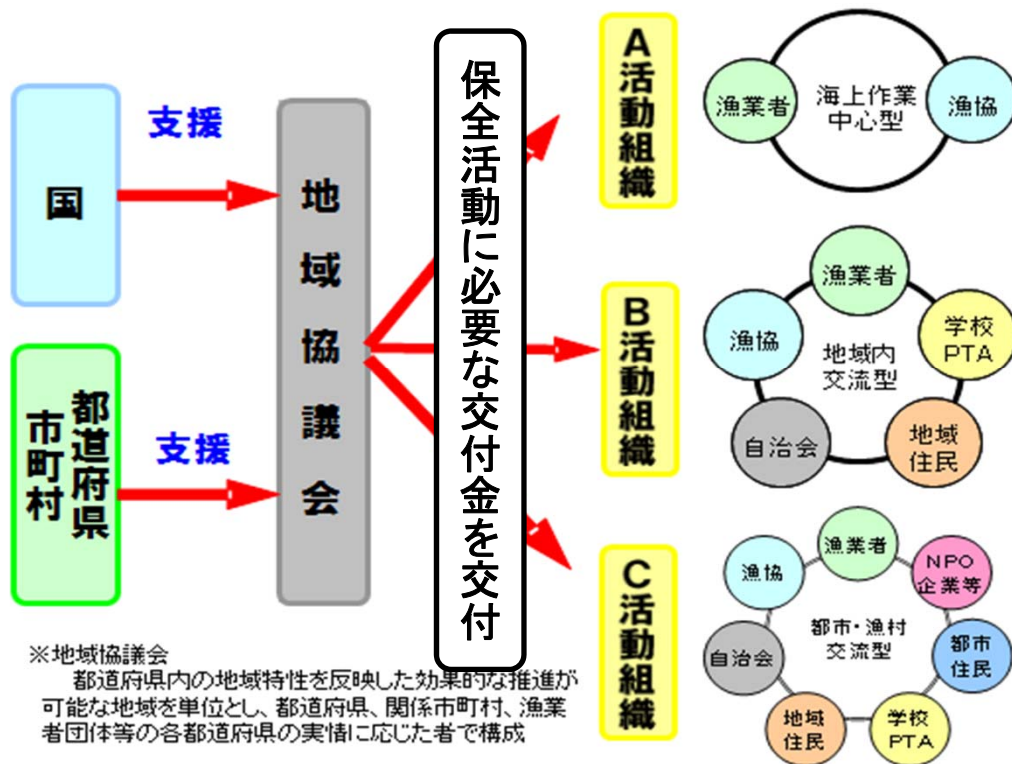
漁協、漁業者

多様な主体による協働体制

Ⅱ-2. (2) 環境・生態系保全対策(H21～)

- 国民への水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動(長期(5年)にわたる計画的な取組(モニタリング、保全活動))を支援。

【事業の仕組】



【支援の対象(例)】



モニタリング

母藻の投入



食害生物の除去



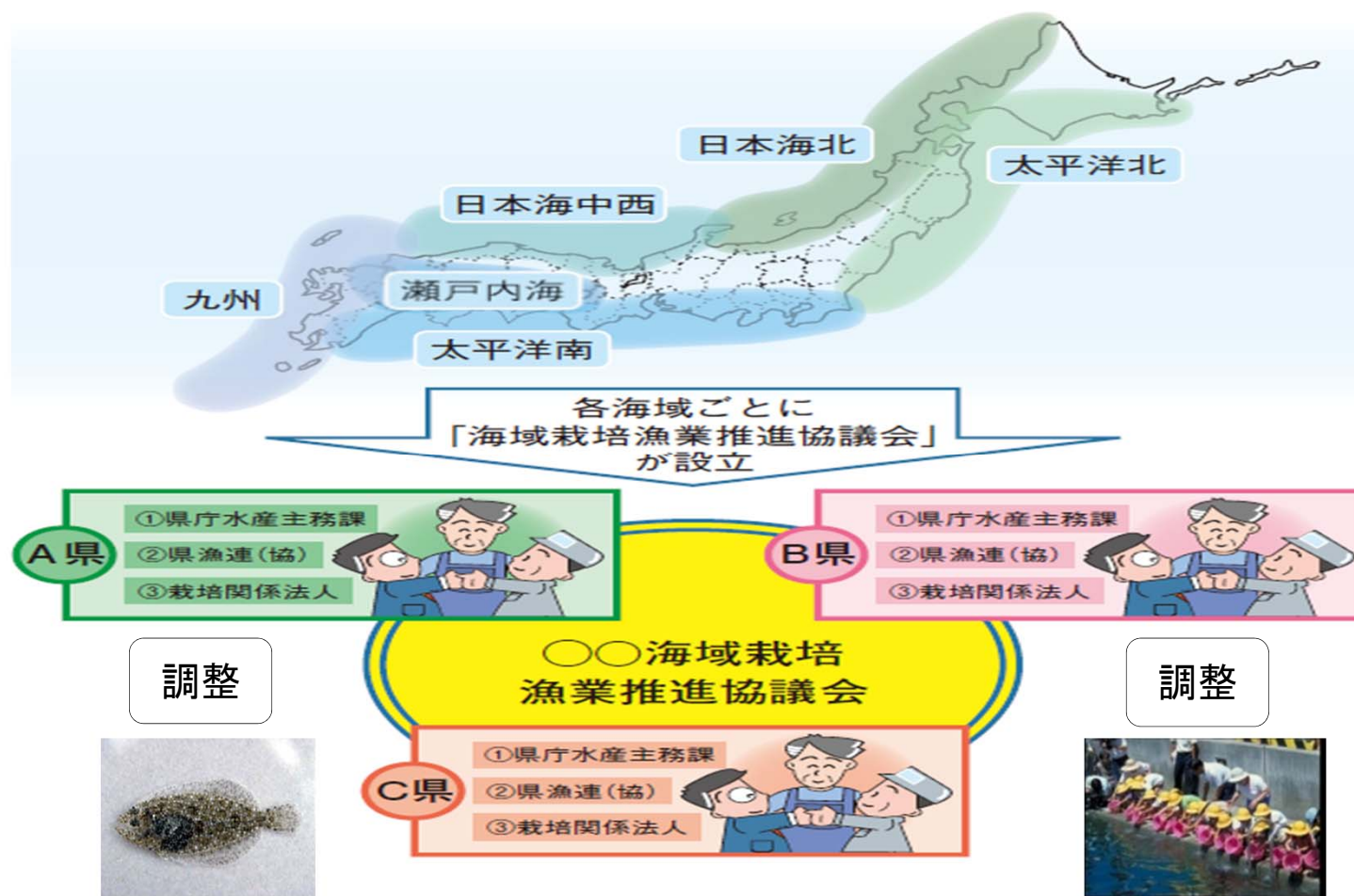
アマモの移植



干潟の耕うん

Ⅱ-3. 海域栽培漁業推進協議会の設置(H23~)

- 平成23年、広域種の栽培漁業の推進、資源造成型栽培漁業の推進、共同種苗生産放流体制の推進等を図るため、全国の6つの海域毎に海域栽培漁業推進協議会を設置



IV. 今後の取組方向

- 「水産基本計画」(平成24年3月23日閣議決定)において、今後10年を見通して資源管理についても記述

(記述項目＝詳細は別途配布の「水産基本計画」の冊子を参照)

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 2 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化
 - (1) 我が国排他的経済水域における資源管理の強化
 - (2) 国際的な資源管理の推進
 - (3) 資源に関する調査研究の充実
 - (4) 環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立
 - (5) 多様な海洋生物の共存下での漁業発展の確保

違反操業の取締の強化等資源管理のルールへの遵守を担



保する仕組みの推進

養殖種苗の人工種苗への転換の促進

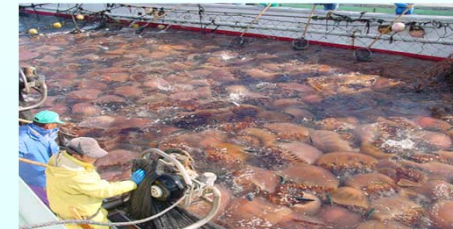


クロマグロ人工種苗



キジハタ人工種苗

大型クラゲによる被害防止対策の推進



《参考》「漁港漁場整備長期計画」(平成24年3月23日閣議決定)(抜粋)

- 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

資源管理等との連携を図りつつ、水産生物の生活史に配慮した漁場整備に努めることにより、良好な生息環境空間の創出を図る。その際、水産生物の生息場ネットワークの構築が図られるよう、地方公共団体間の広域的な連携やモニタリングの実施とその結果に応じた対策を推進する。